

情報開示申告書 (IDS)に関する規則改正案を行政管理予算局が承認
～数週間内に公表される見通し～

2007年12月12日
JETRO NY 澤井、中山

行政管理予算局 (OMB)は10日、USPTOの情報開示申告書 (IDS)に関する特許規則改正案を承認した。06年7月10日付けで提案された規則改正案¹(詳細は既報²参照)は、パブリックコメント³に供された後に、規則制定プロセスとしてOMBの審査を受けるために、7月下旬にUSPTOから同局へ送付されていた。今般の審査結果⁴によれば、いずれの項目においても問題なしと評価されている。

米国知的財産権者協会 (IPO)は、OMBの審査プロセスが終了したことを報じる本日付デイリーニュースの中で、改正規則(最終版)の内容は明らかではないとしつつ、提案時の改正案に対するコメント⁵として、出願人にとっては不公正行為と判断される可能性が高まるとの懸念を紹介。また、最終規則の公表時期に関しては、2～6週間以内にUSPTOより公表され、公表日の数週間後に施行されると予想している。

なお、同制度に対しては、日米規制改革イニシアティブの一環として、その翻訳負担軽減や提出義務期間の短縮を我が国政府として米政府に要望するなど、かねてより我が国政府及び産業界において関心の高い制度である。

(了)

¹ <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr38808.pdf>

² 2006年7月11日付け知財ニュース「USPTOが情報開示申告書 (IDS)に関する規則改定案を公表」参照

³ <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/comments/ab95/ids.htm>

⁴ OMBの審査は経済 (Economically Significant)、財政 (Unfunded Mandates)、安全保障 (Related To Homeland Security)、規則柔軟性 (Regulatory Flexibility)、小規模企業 (Small Entities Affected)、連邦主義 (Federalism Implications)への影響等の視点から行われる。審査結果については、<http://www.reginfo.gov/public/do/eoDetails?rrid=114766>を参照

⁵ <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/comments/ab95/ipo.pdf>